

令和7年度  
第7回  
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和8年3月19日(木) 10時

会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

岩 手 労 働 局

# - 次 第 -

開 会

## 1 議 題

- ( 1 ) 令和 7 年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について
- ( 2 ) 令和 8 年度岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意向表明  
について
- ( 3 ) 令和 8 年度岩手地方最低賃金審議会の運営について
- ( 4 ) その他

## 2 その他

閉 会

令和7年度 第7回岩手地方最低賃金審議会出席予定者名簿

令和8年3月19日(木) 10時~

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員兼論説委員会委員長
	近藤 信一	岩手県立大学 教授
	齋藤 信之	元岩手県労働委員会 事務局長
	横山 信英	特定社会保険労務士 前岩手県社会保険労務士会会長
労働者代表委員	小菅 孝広	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	藤本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	工藤 直樹	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス燃料(株) 専務取締役
	宗形 金吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	白石 好春	
	労働基準部	労働基準部長	小川 直紀
		賃金室長	高橋 功一
		賃金室長補佐	小田島 学
		賃金室員	鈴木 千春

## 資料一覧

- 資料 1 2026年度特定（産業別）最低賃金改定にかかる意向表明
- 資料 2 令和7年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数
- 資料 3 令和8年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）
- 資料 4 - 1 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（地域別最賃）
- 資料 4 - 2 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（特定最賃）
- 資料 5 最低賃金の抜本改善及び雇用改善についての要請書（いわて労連ほか）
- 資料 6 2026年度最低賃金改定にかかる要請書（連合岩手）
- 資料 7 令和7年岩手県最低賃金改正決定（答申）政府要望等に対する取組

2026年3月16日

岩手労働局長 白石 好春 様

日本労働組合総連合会岩手県  
会長 伊藤 裕一

## 2026年度特定（産業別）最低賃金改定にかかる意向表明

労働行政の推進、労働者福祉の向上にご尽力いただいている貴職に対し敬意を表します。  
また日頃、当連合会の活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、最低賃金法第15条の規定により、本県の「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」「自動車小売業」「百貨店、総合スーパー」の4業種に係る特定（産業別）最低賃金の改定及び「電子部品・デバイス・電子回路製造業」新設についての意向を表明いたします。

つきましては、上記の意向表明5業種における特定（産業別）最低賃金について、岩手地方最低賃金審議会において、速やかに審議を進めていただきますようご高配をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定を申し出る産業別最低賃金

##### (1) 労働協約ケース

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業  
岩手県百貨店、総合スーパー

##### (2) 公正競争ケース

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業  
岩手県自動車小売業

#### 2. 新設を申し出る産業別最低賃金

##### ○ 公正競争ケース

岩手県電子部品・デバイス・電子回路製造業

#### 3. 適用する使用者および労働者の範囲

##### (1) 適用する使用者

前記1・2の事業を営む使用者

##### (2) 適用する労働者

(1) の使用者に使用される労働者  
ただし、次の者を除く

① 18歳未満または65歳以上の者

- ② 雇い入れ後6ヵ月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃または片付けの業務に主として従事する者
- ④ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路製造業については、①～③のほか、
  - イ 手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する者
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する者
- ⑤ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、①～③のほか、
  - イ 手作業による包装又は袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する者

#### 4. 申し出の理由

- (1) 当該産業は県内の主要な産業に位置し、雇用労働者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きく、労働条件の向上および同一産業内の公正競争の観点から地域別最低賃金より高い水準の最低賃金を設定する必要がある
- (2) 当該産業に従事する組織労働者の賃金改定交渉が現在進められ、組織労働者の賃金改定に伴い地域別最低賃金の改定が行われると見込まれることから、当該産業の特定（産業別）最低賃金についても改定を行う必要がある
- (3) 新設する電子部品・デバイス・電子回路製造業においては、大手企業と中小企業間の賃金格差が大きいため、公正競争を促進し、地域経済の持続的な発展に寄与する観点から、産業別最低賃金の新設が必要である

#### 5. 申し出産業・申し出人ならびに申し出期日

##### (1) 申し出産業・申し出人

- ① 岩手県百貨店、総合スーパー  
 代表者 UAゼンセン岩手県支部  
 支部長 山田 清秋
- ② 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業  
 代表者 日本基幹産業労働組合連合会岩手県本部 委員長 母良田 哲也  
 代表者 JAM青森岩手県連絡会 会長 佐々木 正
- ③ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路製造業(新設)  
 代表者 電機連合岩手地域協議会 議長 本宮 信也
- ④ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業  
 代表者 JAM青森岩手県連絡会 会長 佐々木 正
- ⑤ 岩手県自動車小売業  
 代表者 自動車総連岩手地方協議会 議長 豊嶋 昌勝

##### (2) 申し出期日

各産業別に、2026年7月末日（申し出期限内）までに申し出る予定

以上

## 令和7年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

特定最低賃金名	適用使用者数 (人)	適用労働者数 (人)	年齢、業務等による 適用除外労働者数(人)	備 考
鉄鋼業、金属線製品、その他の 金属製品製造業	44	1,606	111	
光学機械器具・レンズ、時計・同 部分品製造業	31	2,044	148	
電子部品・デバイス・電子回路製 造業	107	8,071	937	
電気機械器具製造業	58	1,816	411	
情報通信機械器具製造業	32	1,100	296	
各種商品小売業	34	2,341	383	
百貨店、総合スーパー	19	2,295	359	
自動車小売業	591	6,395	377	
特定最低賃金適用者 計	916	25,668	3,022	

年齢、従事業務等による適用除外労働者数は外数

## 令和8年度岩手地方最低賃金審議会開催計画(案)

令和8年3月19日時点

令和6年度	令和7年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和8年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月17日(金)	R7.4.24(木)	13:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R8.4.23(木)	15:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等
					R8.6.5(金)		中央最賃審視察	6/4事業場視察 6/5意見交換
6月7日(金)	R7.6.6(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R8.6.9(火)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
6月20日(木)	R7.6.10(火)	1日	実地視察	大船渡市、陸前高田市	6月17～26日	1日	実地視察	県北の食料品製造業以外
6月25日(火)	R7.7.11(金)		中央最賃審 (目安小委員会)		6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
7月5日(金)	R7.7.15(火)	10:00	第2回本審	県最賃諮問	R8.7.7(火)	10:00	第2回本審	県最賃諮問
7月25日(木)	R7.8.4(月)		中央最賃審	目安答申	7月下旬		中央最賃審	目安答申
8月2日(金)	R7.8.6(水)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R8.8.3(月)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月7日(水)	R7.8.7(木)	13:30	県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方	R8.8.5(水)	13:30	県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方
8月8日(木)	R7.8.8(金)	13:30	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R8.8.7(金)	13:30	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月26日(月)	R7.8.20(水)	13:30	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R8.8.18(火)	13:30	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月27日(火)	R7.8.21(木)	13:30	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R8.8.20(木)	13:30	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
	R7.8.27(水)	10:00	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R8.8.21(金)	午前	予備日	
					R8.8.24(月)	午前	予備日	
					R8.8.25(火)	午前	予備日	
					R8.8.26(水)	午前	予備日	
8月28日(水)	R7.8.28(木)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R8.8.28(金)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
9月4日(水)	R7.9.2(火)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R8.9.3(木)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議
	R7.9.5(金)	10:00	第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R8.9.7(月)		予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議
					R8.9.9(水)		予備日	
	R7.9.12(金)	10:00	第3回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R8.9.10(木)		予備日	
9月17日(火)	R7.9.16(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R8.9.15(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
10月16日(水)	R7.10.17(金)	13:30	産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	R8.10.15(木)	13:30	産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月31日(水)	R7.11.6(木)	9:30	鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
11月7日(木)	R7.11.10(月)	15:00	鉄鋼	金額審議 結 審			鉄鋼	金額審議 結 審
10月24日(木)	R7.10.30(木)	13:30	光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
11月15日(金)	R7.11.11(火)	9:30	光学	金額審議 結 審			光学	金額審議 結 審
11月12日(火)	R7.10.31(金)	10:00	電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
11月14日(木)	R7.11.4(火)	9:30	電気	金額審議 結 審			電気	金額審議 結 審
10月25日(金)	R7.11.6(木)	15:00	自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
11月19日(火)	R7.11.13(木)	9:30	自動車	金額審議 結 審			自動車	金額審議 結 審
必要性なし			百貨店	必要性なし			百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
必要性なし			百貨店	必要性なし			百貨店	金額審議 結 審
11月22日(金)	R7.11.17(月)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R8.11.17(火)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 12月10日(火)	開催せず R7.12.3(水)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R8.12.3(木)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申
1月24日(金)	R8.1.22(木)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R8.12.18(金)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月21日(金)	R8.3.19(木)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R9.3.19(金)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
10月24日(土)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月2日(水)		1月1日(金)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(火)		9月16日(水)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月11日(水)		12月11日(金)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月13日(火)		10月28日(水)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月22日(火)		1月21日(木)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
11月24日(火)		12月9日(水)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月26日(木)		12月11日(金)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月28日(土)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月30日(月)		12月15日(火)		1月4日(月)		2月3日(水)
12月1日(火)		12月16日(水)		1月5日(火)		2月4日(木)
12月2日(水)		12月17日(木)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月3日(木)		12月18日(金)		1月7日(木)		2月6日(土)
12月4日(金)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月5日(土)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月6日(日)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月7日(月)		12月22日(火)		1月12日(火)		2月11日(木)
12月8日(火)		12月23日(水)		1月13日(水)		2月12日(金)
12月9日(水)		12月24日(木)		1月14日(木)		2月13日(土)
12月10日(木)		12月25日(金)		1月15日(金)		2月14日(日)
12月11日(金)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月12日(土)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月13日(日)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月14日(月)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月15日(火)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月16日(水)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月17日(木)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月18日(金)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月19日(土)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月20日(日)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月21日(月)		1月5日(火)		1月20日(水)		2月19日(金)
12月22日(火)		1月6日(水)		1月21日(木)		2月20日(土)
12月23日(水)		1月7日(木)		1月22日(金)		2月21日(日)
12月24日(木)		1月8日(金)		1月25日(月)		2月24日(水)
12月25日(金)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月26日(土)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月27日(日)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月28日(月)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月29日(火)		1月13日(水)		1月27日(水)		2月26日(金)
12月30日(水)		1月14日(木)		1月28日(木)		2月27日(土)
12月31日(木)		1月15日(金)		1月29日(金)		2月28日(日)
1月1日(金)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月2日(土)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月3日(日)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月4日(月)		1月19日(火)		2月2日(火)		3月4日(木)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
1月5日(火)		1月20日(水)		2月3日(水)		<b>3月5日(金)</b>
1月6日(水)		1月21日(木)		2月4日(木)		<b>3月6日(土)</b>
1月7日(木)		1月22日(金)		2月5日(金)		<b>3月7日(日)</b>
1月8日(金)		1月25日(月)		2月8日(月)		<b>3月10日(水)</b>
<b>1月9日(土)</b>		1月25日(月)		2月8日(月)		<b>3月10日(水)</b>
<b>1月10日(日)</b>		1月25日(月)		2月8日(月)		<b>3月10日(水)</b>
<b>1月11日(月)</b>		1月26日(火)		2月9日(火)		<b>3月11日(木)</b>
1月12日(火)		1月27日(水)		2月10日(水)		<b>3月12日(金)</b>
1月13日(水)		1月28日(木)		2月12日(金)		<b>3月14日(日)</b>
1月14日(木)		1月29日(金)		2月15日(月)		<b>3月17日(水)</b>
1月15日(金)		2月1日(月)		2月16日(火)		<b>3月18日(木)</b>
<b>1月16日(土)</b>		2月1日(月)		2月16日(火)		<b>3月18日(木)</b>
<b>1月17日(日)</b>		2月1日(月)		2月16日(火)		<b>3月18日(木)</b>
1月18日(月)		2月2日(火)		2月17日(水)		<b>3月19日(金)</b>
1月19日(火)		2月3日(水)		2月18日(木)		<b>3月20日(土)</b>
1月20日(水)		2月4日(木)		2月19日(金)		<b>3月21日(日)</b>
1月21日(木)		2月5日(金)		2月22日(月)		<b>3月24日(水)</b>
1月22日(金)		2月8日(月)		2月24日(水)		<b>3月26日(金)</b>
<b>1月23日(土)</b>		2月8日(月)		2月24日(水)		<b>3月26日(金)</b>
<b>1月24日(日)</b>		2月8日(月)		2月24日(水)		<b>3月26日(金)</b>
1月25日(月)		2月9日(火)		2月25日(木)		<b>3月27日(土)</b>
1月26日(火)		2月10日(水)		2月26日(金)		<b>3月28日(日)</b>
1月27日(水)		2月12日(金)		3月1日(月)		<b>3月31日(水)</b>
1月28日(木)		2月12日(金)		3月1日(月)		<b>3月31日(水)</b>

2026年 2月18日

岩手労働局

局長 白石 好春 様

2026年国民春闘岩手県共同  
岩手県労働組合連合会（いわて  
議長 中野 るみ子

2026年国民春闘盛岡地域春闘共  
盛岡地域労働組合連合会（盛岡労連  
議長 田村 巧

### 最低賃金の抜本改善及び雇用改善についての要請書

常日頃は、労働者・国民の安定と安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、暮らしの向上と福祉向上のためにご尽力頂き、心から感謝申し上げます。

わたしたちは、労働者のいのちと暮らしを守るため、賃金の大幅引き上げと底上げ、雇用の安定と、公務・公共サービスと社会保障の拡充、地域経済振興などをめざして26国民春闘に取り組んでいます。

24・25春闘では、労働組合だけでなく、政府も企業も賃金引き上げを表明する春闘となりました。日本政府は、我が国の最重要課題は「賃上げの促進と定着だ」とし、企業も人手不足もあり「賃上げ」を表明しました。しかし、企業主導の「賃上げ」では、若年層と高齢層、都市と地方、大企業と中小企業など賃上げの格差は拡大し、加えて「非正規労働者や女性労働者の不当な低賃金の固定化が意図的に行われます。結果として労働分配率は史上最低となっています。大企業が史上最高の利益と内部留保を増やし続ける一方で、労働者の賃上げは物価高騰分すら賄えない水準の賃上げとなっているのが現状です。物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、24・25春闘でつくられた賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。すべての労働者の賃金の大幅引き上げ・底上げの実現が求められます。全労連が全国28の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、この間の物価高騰のもとで、必要な生計費（単身者）は月額25万円（時間額1,700円）以上が必要との試算結果がでています。すべての働く人に人間らしい生活を保障するためには、一刻も早くこの水準をめざすことが必要だと考えます。

また、コロナ禍や自然災害対応のなかで、これまでの新自由主義的な政策によって、国民生活に直結する医療、公衆衛生、介護、福祉、保育、学校、清掃、交通、流通、飲食などの生活インフラや国民生活を支える公共サービス分野が疲弊し、深刻な人手不足に陥っています。特に、ケア労働の分野では、低い処遇・労働条件が人手不足に拍車をかけ、サービス提供にも影響を及ぼしています。ありとあらゆる社会生活に欠かせない公共財の多くが市場原理で効率化が優先され、災害時など必要なときにまともに機能しない事態を招いていることに対し、労働者・住民は、公務・公共サービスと社会保障の拡充、雇用と暮らし・営業の安定のための公的支援策の強化を求めており、民営化、市場化されてきた「公共」を見直すことを求めています。

地域のことは地域の住民が決定する民主主義社会の原則を取り戻すことが必要です。しかし、歴代内閣は、県民・国民の声に耳を傾けず、沖縄で米軍基地建設を強行、地方自治を否定し続けるなど、

憲法を蹂躪し、戦争する国づくりに邁進しています。地域を基礎に、いのちと暮らしをまもる共同を広げ、政府に政策転換を迫り、物価高騰のなかで生活改善できる賃金の大幅引き上げと中小企業支援の強化など地域循環型の経済・社会をつくっていく取り組みをすすめることが求められています。

つきましては、26 国民春闘で誰もが人間らしくくらす賃金・雇用を実現するため、下記の事項を要請します。

## 記

### I 最低賃金の抜本的な改善に向けて

1. 2026年度の最低賃金の改定にあたっては、時間額1,700円以上の早期達成をめざして積極的な審議を行うこと。
2. 生活保護との整合性をはかる際の算定方法については、以下の点に配慮すること。
  - ①生活保護の級地については、各級地の加重平均でなく、都道府県庁所在地の値を用いること。
  - ②勤労にともなう必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。
  - ③住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。
  - ④生活保護を時間換算するにあたっては、所定内労働時間の実態をふまえて月150時間とすること。
  - ⑤公課負担（税・社会保険料）補正をする際、沖縄の数値を各地にあてはめないこと。
3. 全国一律最低賃金制度の確立をめざし、地域間の賃金格差をなくすための施策を進めること。

Cのランクの最低賃金について特段の底上げをはかることを、岩手労働局として本省に強く要請すること。
4. 最低賃金引き上げのための「中小企業最低賃金引上げ支援対策補助金（業務改善助成金）事業」を拡充し、活用を促すこと。また、最低賃金を引き上げた中小企業への社会保険料の減免や直接的支援を講じるなど、中小企業支援策を抜本的に拡充することを、岩手労働局として本省に強く要請すること。

現行の最低賃金額が遵守されるよう事業主に対して指導を強化すること。
5. 中央最低賃金審議会・労働者委員の任命にあたっては、特定系統の団体からのみ選任される偏向任命をやめ、各労働団体からバランスよく選出すること。
6. 岩手地方最低賃金審議会委員の労働者委員の任命にあたっては、県内の労働組合員の構成比率が6割に留まる連合岩手にのみ偏向任命することなく、岩手県労働組合連合会（いわて労連）加盟や上部団体を持たない中立・単独の労働組合も含めて、公正・平等に任命すること。
7. 岩手地方最低賃金審議会の開催にあたっては、専門部会も含めて公開すること。また、今年度も岩手県労働組合連合会（いわて労連）加盟の労働者の意見陳述の機会を設けて頂くこと。青年・学生からも意見聴取を行うこと。審議会の傍聴人の枠を増やすことや、WEB中継を行うなど、多く

の県民が傍聴できるようにすること。

8. 岩手地方最低賃金が決定した際には、最低賃金法の趣旨にのっとり速やかに発効すること。

## II 雇用対策等について

1. 物価高により、雇用と地域経済に大きな影響が出ています。下記の事項について取り組むこと。
  - ① 岩手県が行う「物価高騰対策賃上げ支援金制度」のように、賃上げを行う中小企業を直接支援する制度を国においても行うこと。
  - ② 中小企業の社会保険料免除など、事業者への支援策を講じるよう、関係機関に働きかけること。
  - ③ 雇用悪化を防ぐため、県及び市町村と連携して雇用確保の取り組みを強化すること。そのためにハローワークの体制を強化すること。
2. 医療や介護、保育、建設、防災など人手不足となっている分野について、貴職において教育訓練等を促進するとともに、県や市町村、民間事業所などに対して正規雇用拡大と賃金など労働条件の改善を要請すること。
3. 貴職が雇用する臨時・非常勤職員等の賃金・諸手当・その他の労働条件を正規職員との均等待遇を考慮し、改善すること。国の機関で働くすべての労働者を対象に、最低でも時間額1,700円以上とすること。
4. 貴職が発注する工事・営繕・役務等の官公需契約においては、地場中小零細企業への発注を増やすこと。あわせて、受託事業者が雇用する労働者の賃金・労働条件が、類似の業務に従事する公務員や地域の一般的な賃金水準を下回らないよう指導を強化すること。

また、公共事業や官公需契約において、労働者に適正な賃金・労働条件を確保する「公契約法」を制定するよう本省に働きかけること。
5. 若者を使いつぶすいわゆる「ブラック企業」や過労死・過労自殺、ワーキング・プアをなくすため、企業への監督指導を強めること。雇用・労働法制の規制緩和や過労死ラインの長時間労働を容認する残業時間上限規制を行わず、勤務時間のインターバル規制の導入などをはじめ、安定した良質な雇用実現のための政策をすすめること。最賃法違反や不払い労働をはじめとする労働基準法や労働安全衛生法等の違反を根絶するために、事業所の立ち入り調査を強化し、法令遵守の指導を強めること。そのために、労働基準監督官などを増員すること。
6. ジェンダー平等を推進し、男女の賃金格差を是正するよう県内各企業に要請すること。男女の賃金格差実態の公表を県内各企業に徹底いただくこと。
7. 改正労働契約法第18条による無期労働契約への転換ルールについて、関係団体への周知はかること。法の主旨に沿わない脱法的な運用を許さず、厳しく指導を行うこと。

8. 新規学卒や青年労働者の採用の拡大をはじめとする、青年の雇用対策を強化すること。また、県内の誘致企業等に対して正規雇用の拡大をはかるよう要請すること。あわせて企業の都合による雇い止め、過重労働、長時間残業、退職強要、工場閉鎖、広域配置転換等を行わないよう強く要請すること。
9. 卒業見込みの高校生を対象とした「労働基準法」、「労働契約法」など実践に役立つ労働者の諸権利を中心とした「働くルールの学習」と雇用・労働のトラブルの相談窓口の周知等を在学中に行うよう、貴職として引き続き企画すること。また、県及び教育委員会等にも要請すること。
10. 障害を持っている人も安心して働ける雇用環境をつくること。貴職が率先して障害者雇用を促進すること。
11. 外国人技能実習生や外国人労働者の労働環境の実態を把握して、劣悪な労働環境の改善を図ること。外国人からの相談窓口の充実をはかること。

以 上

2026年3月16日

岩手労働局長 白石 好春 様

日本労働組合総連合会岩手県  
会長 伊藤 裕一

## 2026年度最低賃金改定にかかる要請書

労働行政の推進、労働者福祉の向上にご尽力いただいている貴職に対し敬意を表します。

また、当連合会の活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

政府は、現下の日本経済について、緩やかな景気回復が継続しているとしており、令和7年11月に閣議決定した総合経済対策では、最低賃金の引き上げとその環境整備を推進し、地方や中小企業の賃金引き上げを支援する施策を拡充するとしています。

岩手県においては、最低賃金は過去最高に引き上げられたものの、実質賃金の低迷や都市部との格差が生じており、労働人口の減少や若者の県外流出に歯止めがかからず、労働力不足が深刻化しています。この状況を打開し、経済の好循環を実現するためには、生産性の向上や適正な価格転嫁の実現、サプライチェーン全体で生み出された付加価値の適正な配分による経営基盤の強化が必要です。さらに、賃金を働きの価値に見合った水準に引き上げ、持続的な賃上げノルムを確立し、人材を確保することが必要不可欠です。

労働基準法第2条（労働条件の決定）では、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」と定めていますが、地域別最低賃金の影響を受ける労働者の多くは集团的労使関係になく、労働条件決定に関与することが難しい状況にあります。

最低賃金の引き上げの目的は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善だけでなく、労働者の生活の安定や労働力の質的向上、事業の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することにあります。

以上の観点から、2026年度地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の改定にあたり、以下の点を要請しますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 令和8年度の岩手地方最低賃金の改定にあたっては、国の強い経済の実現を目指し、総合経済対策の方針等を踏まえた引き上げを実現すること。
- 2 令和7年度岩手地方最低賃金の改定により、過去最高の79円の引き上げとなりました。しかしながら、依然として全国下位の水準あり、都市部との額差も生じております。岩手地方最低賃金審議会においては、物価を超える引き上げや県外への人材流出を防ぐためにも、他県を意識しつつ、額差解消を踏まえた審議をおこなうこと。

- 3 特定（産業別）最低賃金の改定にあたっては、労働条件の向上と公正な競争の確保の観点から、地域別最低賃金より高い水準を維持することが必要であることから、新設に至った経緯等を十分に勘案すること。
- 4 特定（産業別）最低賃金の「百貨店、総合スーパー」については、2019年から7年間、必要性ありとすることができないとの結果に至っている。これは、産業の発展に寄与する趣旨に基づき、新設に至った経緯や考え方も考慮し、受理された申し出について審議し改定すること。
- 5 価格転嫁円滑化等の環境整備が必要なことから、関係機関と連携を図り、中小企業・小規模事業者への経営基盤の強化・成長に向けた実効性ある支援を充実させること。
- 6 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行の確保をはかること。

## 令和7年岩手県最低賃金改正決定（答申）政府要望等に対する取組

（令和8年3月16日までに把握している事項）

### 1 政府に対して

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太の方針2025）で示された、目安額を超える最低賃金引上げが行われた地域に対する重点的な支援等の具体的内容を明確にするとともに、確実に実行に移すこと。

中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するとともに、一層支援メニューの拡充、新たな支援策を講ずること。

- （1）生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。加えて、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実すること。

#### 業務改善助成金

令和7年9月5日より（令和7年度の受付は終了）

\* 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満まで

\* 賃金引上げ後の申請は不可 賃金引き上げ計画の事前提出について省略可能  
厚生労働省

\* 厚生労働省と中小企業庁の最新の支援施策をピックアップしたリーフレットを作成し周知

#### 令和8年度予算案

\* 業務改善助成金：令和8年度当初予算案21億円

・ 助成率の区分の見直し

・ 募集時期を令和8年9月1日から令和8年度地域別最低賃金発効日の前日まで又は同年11月末日までのいずれか早い時期に重点化

・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から、事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充

\* 働き方改革推進支援助成金：令和8年度当初予算案101億円

・ 小規模企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充

\* 人材開発支援助成金（人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスキリング支援コース：令和8年度当初予算案533億円

- ・「設備投資助成」を新設 事業展開等リスキリング支援コースにつき、訓練修了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引上げた場合に助成（中小企業のみ対象）
- ・中高年齢者実習型訓練の新設 45歳以上を対象とした、OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練が対象
- ・教育訓練休暇等付与コース等の見直し 制度導入・適用計画期間（3年間）を緩和し、休暇取得後速やかに申請可【教育訓練休暇等付与コース】、休暇取得者に代わって業務を行った職員に支払った職務代行手当等を助成対象に追加（中小企業のみ対象）【人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度）】

\*人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）:

令和8年度当初予算案 18億円

- ・対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、雇用環境を整備し対象労働者の賃金を7%以上増加させた場合の加算、雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

岩手労働局

- ・賃上げに資する各種制度や助成金について、岩手県と共同でパンフレット「岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について」を作成し、ホームページ、各種事業所対象説明会や関係各機関に配布するなどにより周知
- ・業務改善助成金の制度や申請方法が煩雑などの声を受け、岩手労働局独自のパンフレットを作成し周知
- ・令和7年11月、岩手働き方推進支援センターの協力の下、岩手労働局内及び県内商工会議所、商工会に、業務改善助成金の申請方法をはじめとした働き方改革の無料相談窓口を設置

経産省・中企庁

- ・収益向上のヒント、補助金・助成金税制・相談窓口などがチェックできる賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトを設置
- ・中小受託取引適正法や、価格交渉に関する講習会案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口などをサポートする適正取引支援サイトを設置

(2) 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援を強化すること。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進すること。

経産省・中企庁

- ・デジタル化・AI導入補助金、ものづくり補助金、省力化投資補助金（一般型）最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択

最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未滿」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施

事業場内最低賃金を言って額以上引き上げた事業者に対する加点も新設

- ・賃上げ促進税制

全企業・中堅企業：全雇用者の給与等支給額の増加額の最大 35% を税額控除

中小企業：全雇用者の給与等支給額の増加額の最大 45% を税額控除

- ・固定資産税の特例措置

雇用者給与等支給額を 1.5% 以上増加させる場合は風標準が 3 年間 1/2 に、

3.0% 以上増加させる場合は 5 年間 1/4 に軽減

( 3 ) 価格転嫁対策については、改正下請法（令和 8 年 1 月 1 日施行）の下、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請け G メン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を徹底すること。また、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上の取組を強化すること。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。

- ・中小受託取引適正化法（改正下請法）による価格転嫁・取引適正化支援、取引かけこみ寺、価格転嫁サポート窓口、官公需対策

- ・よろず支援拠点

人手不足などの課題に直面する中小企業の生産性向上を支援する公的組織として、令和 8 年 4 月より全国のよろず支援拠点内に「生産性向上支援センター」を設置する予定

( 4 ) 賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除や社会保険料制度の見直しを検討すること。いわゆる「年収の壁」が人手不足を深刻化させていることから、抜本的な制度改革に着手するとともに、被用者保険の適用拡大等の見直しを確実に実施すること。

- ・所得税の扶養基準が 103 万円から 123 万円に引き上げ

- ・キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長コースを創設

- ・令和 8 年 4 月から、社会保険の扶養控除基準が実際に収入ではなく、労働契約上の年収が基準内であれば、一時的な残業などで実際の収入が増えても引き続き扶養に入り続けることが可能

(5) 中長期的な対策を実行するために、単年度予算による補助金等の施策のみならず、基金化等を活用した複数年度にまたがる継続的な支援策を講じること。

現時点で支援策なし(要望事項は本省に伝達済)

## 2 岩手県に対して

1 による政府要望の趣旨を踏まえ、県としても地域の実情に考慮した支援策の拡充・強化をするとともに、各種助成金申請に要する経費の支援など賃上げ環境を整備するきめ細やかな助成制度の整備を図ること。

- ・令和7年10月27日付け要請文により、岩手労働局長から岩手県知事に対して要請を実施
- ・令和7年12月の岩手県議会定例会において、物価高騰対策賃上げ支援金が採択され、令和8年2月13日から申請受付が開始

従業員1人当たり6万円、上限50人分(1事業所当たり最大400万円)

令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を時給1,031円以上に引き上げた場合は、2万円加算